

生物多様性企業活動ガイドライン（仮称）の検討の背景

生物多様性の恵み（特に企業との関係で）

- 原材料調達（例：木材を紙や住宅に、魚介類を缶詰に — 製紙業、住宅産業、水産加工業、食品加工業、流通業（分別管理）等が関連）
- 遺伝資源の利用（例：ニチニチソウやイチイから抗がん剤に、八角からインフルエンザ治療薬に、野生近縁種を活用した品種改良）
- 技術開発のヒント（バイオミミクリー）
- 自然の生態系や地形の保全（安全・安心の基礎）
- 金融（生物多様性に配慮した企業活動への投融資）
- 社会貢献活動（国内外における植林、サンゴ礁保全 など）

国内

生物多様性基本法（平成 20 年 5 月成立）

- 事業者の責務を規定：事業者が事業活動を行うに当たって、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めること
- 生物の多様性に配慮した事業活動の促進を規定：国は、生物多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずる

第 3 次生物多様性戦略（平成 19 年 11 月策定）

- 企業活動が、様々な場面で生物多様性に影響を与えたり、その恩恵を受けたりしていること、また、消費者の意識に支えられており、国民一人ひとりの消費行動と密接なつながりがあることを指摘
- 企業が企業活動全般を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込むことが重要
- 企業による生物多様性に関する活動への参画を促すため、企業が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる生物多様性企業活動ガイドラインの作成を進める

環境報告ガイドライン（2007 年版）

- 環境報告に記載することが期待される情報・指標に、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況

国際

生物多様性条約

- 生物多様性条約 COP8（平成 18 年 3 月）において、条約として初めて民間の参画を促すための決議が採択

G8 環境大臣会合

- 2007 年 3 月、G8 史上初めて生物多様性が重要な議題に
- 2008 年 5 月、「神戸・生物多様性のための行動呼びかけ」

企業

- ビジネスと生物多様性イニシアティブ（ドイツ政府）

- 日本経団連自然保護協議会

- 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）

など